

薬王堂宇都宮鶴田店 宇都宮市指導事項等に対する回答

【宇都宮市】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	建設部 技術管理課 担当：千本松 (028-632-2510)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書P7(6)等に経路の設定等にある「来退店経路」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないように努めてください。</li> <li>・また、オープン後に周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上からの対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書P7(6)等に経路の設定等にある「来退店経路」や「入出庫対策」を徹底し、想定していない経路からの来退店がないように努めます。</li> <li>・また、オープン後に周辺道路に想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上からの対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策を行います。</li> </ul>
2	市民まちづくり部 生活安心課 担当：櫻井 (028-632-2137)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底について周知啓発をお願いします。</li> <li>・防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底について周知啓発を行います。</li> <li>・防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にいたします。</li> </ul>

<p>3</p>	<p>環境部 環境保全課 担当：天野 (028-632-2406)</p>	<p>1 各環境法令 大気汚染防止法，水質汚濁防止法，騒音規制法，振動規制法，ダイオキシン類対策特別措置法，栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は，法令に基づく届出日までに提出してください。</p> <p>2 土壌関係 一定の規模以上の土地の形質の変更届出（土壌汚染対策法第4条第1項）</p> <p>3，000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は，当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出してください。</p> <p>3 騒音及び振動 特定建設作業実施届出（騒音規制法第14条，振動規制法第14条） 特定建設作業を実施する場合は，工事の7日前までに，法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出してください。</p> <p>4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には，各法令等で定める規制基準等を遵守してください。</p> <p>5 周辺的生活環境の保全に配慮し，近隣住民等から苦情・相談があった場合は，誠意をもって対応してください。</p>	<p>1 各環境法令 大気汚染防止法，水質汚濁防止法，騒音規制法，振動規制法，ダイオキシン類対策特別措置法，栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は，法令に基づく届出日までに提出いたします。。</p> <p>2 土壌関係 一定の規模以上の土地の形質の変更届出（土壌汚染対策法第4条第1項）</p> <p>3，000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は，当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出いたします。</p> <p>3 騒音及び振動 特定建設作業実施届出（騒音規制法第14条，振動規制法第14条） 特定建設作業を実施する場合は，工事の7日前までに，法令に基づく「特定建設作業実施届出書」を提出いたします。</p> <p>4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には，各法令等で定める規制基準等を遵守いたします。</p> <p>5 周辺的生活環境の保全に配慮し，近隣住民等から苦情・相談があった場合は，誠意をもって対応いたします。</p>
----------	---	--	--

<p>4</p>	<p>環境部 ごみ減量課 担当：戸崎 (028-632-2413)</p>	<p>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（以下「条例」という。）を遵守し、廃棄物を適正に処理してください。</p> <p>特に、焼却ごみ（事業系一般廃棄物）の中に産業廃棄物（廃プラスチック類など）や資源化できる紙類（メモ用紙や空き箱など）を混入させないよう、分別の徹底に努めてください。</p> <p>・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」は、条例施行規則第2条の3に規定する「事業用大規模建築物」に該当することから、条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」を提出してください。</p> <p>また、条例第3条の4第1項に基づき「事業系一般廃棄物減量等計画書」を年度ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めてください。</p>	<p>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」（以下「条例」という。）を遵守し、廃棄物を適正に処理いたします。</p> <p>特に、焼却ごみ（事業系一般廃棄物）の中に産業廃棄物（廃プラスチック類など）や資源化できる紙類（メモ用紙や空き箱など）を混入させないよう、分別の徹底に努めます。</p> <p>・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」は、条例施行規則第2条の3に規定する「事業用大規模建築物」に該当することから、条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」を提出いたします。</p> <p>また、条例第3条の4第1項に基づき「事業系一般廃棄物減量等計画書」を年度ごとに作成し、毎年5月31日までに提出し、廃棄物の減量に努めます。</p>
----------	---	---	--

5	<p>都市整備部 都市計画課 担当：新山 (028-632-2642)</p>	<p>○都市計画G ・当該地は市街化区域の第二種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）に指定されています。 なお、当該地は区画整理事業区域内であるため、必要な申請等につきましては、西部・北部区画整理事業課までお問い合わせ下さい。 【都市計画グループ 阿部 028-632-2565】</p> <p>○開発指導G ・当該地は区画整理事業区域内であり、道路など新たな公共施設を布設しないため、都市計画法第29条第1項の開発許可は不要となります。 【開発指導グループ 竹田 028-632-2566】</p> <p>○盛土対策グループ 当該地は宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく「宅地造成等工事規制区域」内であり、新たに盛土1m、切土2m、30cm超の切盛り500㎡越などの造成工事を行う場合には許可を要する可能性があるためご注意ください。 詳しい内容につきましては、市ホームページをご覧ください。都市計画課窓口までお問合せください。 【内線2883：盛土対策グループ 星野】</p>	<p>○都市計画G ・必要な申請等につきましては、西部・北部区画整理事業課へ相談いたします。</p> <p>○開発指導G ・都市計画法第29条第1項の開発許可は不要の件、承知いたしました。</p> <p>○盛土対策グループ ・宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく「宅地造成等工事規制区域」内の件、承知いたしました。</p>
---	---	---	---

6	都市整備部 景観みどり課 担当：飯野 (028-632-2558)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ10m超又は、建築面積1,000㎡超の建築物の新築等、一定規模を超える工作物の新設等、区域面積10,000㎡超の開発行為は景観法第16条に基づく届出を要します。(住宅地景観ゾーン)</li> <li>※なお、「宇都宮市色彩景観ガイドライン」による色彩誘導を図っておりますのでご配慮ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法第16条に基づく届出いたします。(住宅地景観ゾーン)</li> </ul>
7	都市整備部 建築指導課 担当：前原 (028-632-2578)	<p>計画について、以下の手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項による建築確認申請</li> <li>・建築基準法第88条第1項による工作物確認申請</li> </ul> <p>(高さが4mを超える広告塔その他これらに類するものの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく手続き</li> <li>・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づく手続き</li> <li>・駐車場法に基づく手続き</li> </ul> <p>⇒路外駐車場で駐車のに供する面積が500㎡以上となる場合は、駐車場法施行令に規定される技術的基準への適合が必要となります。(路外駐車場の前面道路が2以上ある場合の出入口設置制限について、確認してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続き</li> <li>・宇都宮市屋外広告物条例に基づく手続き</li> </ul> <p>※申請済の手続きや対象外の物件もありますので、法律などを確認し、適宜協議を行うなど必要な手続きを行ってください。</p>	<p>以下の手続きを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項による建築確認申請</li> <li>・建築基準法第88条第1項による工作物確認申請</li> </ul> <p>(高さが4mを超える広告塔その他これらに類するものの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく手続き</li> <li>・宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例に基づく手続き</li> <li>・駐車場法に基づく手続き</li> </ul> <p>⇒駐車場法施行令に規定される技術基準への適合を確認いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続き</li> <li>・宇都宮市屋外広告物条例に基づく手続き</li> </ul>

8	都市整備部 西部・北部区画整理 事業課 担当：大津 (028-632-2636)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地は、土地区画整理事業施行地区内であるため、土地区画整理法76条1項の規定による許可申請が必要です。</li> <li>・道路からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施行承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第24条）</li> <li>※乗り入れの入り口幅については、別途協議をお願いします。</li> <li>・今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行してください。（道路法第22条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地は、土地区画整理事業施行地区内であるため、土地区画整理法76条1項の規定による許可申請を行います。</li> <li>・道路からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施行承認申請書」が必要となりますので、事前に協議いたします。（道路法第24条）</li> <li>※乗り入れの入り口幅については、別途協議を行います。</li> <li>・今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行いたします。（道路法第22条）</li> </ul>
9	教育委員会事務局 学校健康課 担当：篠崎 (028-632-2755)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路であることから、工事を行う際、登下校中の児童生徒の安全確保に充分努めていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路であることから、工事を行う際、登下校中の児童生徒の安全確保に充分努めます。</li> </ul>

薬王堂宇都宮鶴田店 栃木県指導事項等に対する回答

【栃木県】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	地域振興課 担当：江口 TEL:028-623- 2267 FAX:028-623- 3924	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、宇都宮市都市計画課に確認してください。	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出が必要ないことを宇都宮市都市計画課に確認いたしました。
2	県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623- 3076 FAX:028-623- 2121	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 ・図書类等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所には、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 ・図書类等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
3	環境保全課 担当：篠崎 TEL:028-623- 3188 FAX:028-623- 3138	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要)	・-

4	<p>資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623- 3107 FAX:028-623- 3113</p>	<p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。</p> <p>出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。</p>	<p>○廃棄物の排出抑制およびリサイクル促進等、可能な限り対応いたします。</p> <p>○食品ロス削減等、可能な限り対応いたします。</p>
5	<p>交通政策課 担当：湊 TEL:028-623- 2409 FAX:028-623- 2399</p>	<p>・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。</p>	<p>・店舗開店後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係機関と協議を行い必要な対応を行います。</p>
6	<p>道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623- 2414 FAX:028-623- 2417</p>	<p>・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。</p>	<p>・－</p>
7	<p>道路保全課 担当：森戸 TEL:028-623- 2429 FAX:028-623- 2431</p>	<p>・意見なし。</p>	<p>・－</p>
8	<p>上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623- 2507</p>	<p>・汚水排水計画及び雨水排水計画については、宇都宮市担当課と協議してください。</p>	<p>・汚水排水計画及び雨水排水計画については、宇都宮市担当課と協議いたします。</p>

<p>9</p>	<p>都市政策課 担当：山崎 TEL:028-623- 2801 FAX:028-623- 2595</p>	<p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物を設置する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議してください（栃木県屋外広告物条例は適用されません）。（協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2573）</li> <li>・宇都宮市景観計画に定める行為の届出の可否について、宇都宮市景観みどり課と協議してください（栃木県景観条例は適用されません）。（協議先：宇都宮市景観みどり課 028-632-2568）</li> </ul> <p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、宇都宮市NCC 推進課と協議してください。（協議先：宇都宮市NCC 推進課 028-632-2563）</li> <li>・自動車の駐車のために供する部分の面積が500 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、宇都宮市建築指導課（駐車場法担当）に確認してください。（協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2574）</li> <li>・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。（協議先：宇都宮市建築指導課 028-632-2574）</li> <li>・当該地は鶴田第2 地区土地区画整理事業地内のため、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76 条の許可が必要となりますので、宇都宮市西部・北部区画整理事業課と協議してください。（協議先：宇都宮市西部・北部区画整理事業課 028-632-2635）</li> </ul> <p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法における開発許可の可否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。（協議先：宇都宮市都市計画課 028-632-2641）</li> </ul> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土規制法の許可等の可否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。（協議先：宇都宮市都市計画課盛土対策グループ028-632-2883）</li> </ul>	<p>&lt;景観づくり担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議いたします。</li> <li>・宇都宮市景観計画に定める行為の届出について、宇都宮市景観みどり課と協議いたします。</li> </ul> <p>&lt;計画担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、宇都宮市NCC 推進課と協議いたします。</li> <li>・自動車の駐車のために供する部分の面積が500 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、宇都宮市建築指導課（駐車場法担当）に確認いたします。</li> <li>・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めます。（出入口の視認性確保、夜間出入口閉鎖、夜間駐車場照度の確保）</li> <li>・当該地は鶴田第2 地区土地区画整理事業地内のため、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76 条の許可が必要となりますので、宇都宮市西部・北部区画整理事業課と協議いたします。</li> </ul> <p>&lt;開発指導担当&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法における開発許可の可否について、宇都宮市都市計画課と協議いたします。</li> </ul> <p>&lt;盛土安全推進班&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土規制法の許可等の可否について、宇都宮市都市計画課と協議いたします。</li> </ul>
----------	--	---	---

10	都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623- 2464 FAX:028-623- 2477	・意見なし	・－
11	建築指導課 担当：高山 TEL:028-623- 2863	・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）について、宇都宮市都市整備部建築指導課（TEL：028-632-2573）と協議願います。 ・なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）について、宇都宮市都市整備部建築指導課と協議いたします。
12	警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623- 3808 FAX:028-623- 3808	・令和7年11月28日、事前協議終了。 ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	・－ ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。
13	経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	・指導事項等なし	・－